

とき
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌



第20代
佐竹義宣公

Vol.4

CONTENTS

- ◆ ユキマサ君が行く
日本最古級の大名「佐竹氏」の足跡
- ◆ 頼れる街の法律家
- ◆ ごみとごみじゃないのはどうやって区別するの？
- ◆ 暮らしを支える建設業
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

夕日に染まる「馬坂城址」

馬坂城は佐竹氏が初めて築いた城。
黄金に輝く田園風景の奥にかつての
栄華を偲ぶ。(常陸太田市)

日本最古級の大名

徳川氏のずっと前から、
常陸国は470年間、
この大名の領地であった。

「佐竹氏」の
足跡



まさに、「西の島津、東の佐竹」
だったのニャ！



佐竹寺

かつて、司馬遼太郎は「街道をゆく」の中でこう記した。

「江戸期、二百七十余りの大名がいたが、ほとんどが戦国期の成りあがりで、源頼朝以来の大名といえば、薩摩の島津氏と佐竹氏しかいない。佐竹氏は、長く常陸国にいた。すでに平家政権のころに大きな勢力をもっていたから、頼朝以来という薩摩の島津氏より古い。まして徳川氏など物の数ではない」

由緒ある、源氏の直系「佐竹氏」

清和源氏の流れを汲む佐竹氏は、1083年に奥州（現在の東北地方）で起きた後三年の役で武功をあげた新羅三郎義光を祖とし、孫の昌義が佐竹氏を名乗って初代となった。



舞鶴城址碑

佐竹氏が水戸に移るまでの居城。三代隆義が入城する日に城の上を鶴が飛んでいたことから「舞鶴城」と呼ばれるようになった。

三代隆義のときに源頼朝の攻撃を受けて領地を失ったが、四代秀義は奥州藤原氏と戦う奥州合戦に参戦し、頼朝から許しを受けた。



馬場八幡宮

佐竹氏の守護神として崇められ、初代の昌義が社殿を造営し太田郷の総社とした。

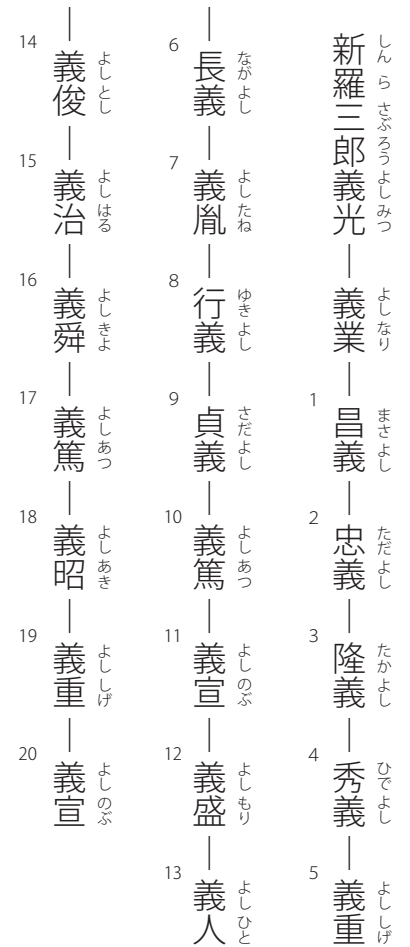
南北朝の動乱期には、北朝として足利尊氏らと行動をともにし、九代貞義は常陸守護職に任命されて勢力を拡大させた。十三代義人は上杉家から迎えた養子だったため、これが原因で100年にわたる内乱が勃発し、これを終結させた十六代義舜は守護大名としての地位を確立した。



西金砂神社

神社は初代昌義が尊信し、西金砂山は歴代当主が籠城に使った“最後の砦”であった。

『家系図』



55万石大名から秋田へ国替え

戦国時代、十九代義重は関東一の鉄砲隊を備え、北条氏直とは関東の盟主をかけた沼尻合戦で互角の戦いを演じ、伊達政宗が九死に一生を得たと言われる人取橋合戦では勝利目前で撤退。二十代義宣は豊臣秀吉の小田原攻めに参陣し、石田三成とともに忍城を攻撃。太閤検地では54万5800石の所領を与えられた。当時最新の冶金技術を導入し、秀吉へ上納した黄金量は上杉氏、伊達氏に次いで国内三番目に多いほどの資金力を誇った。



正宗寺・佐竹一族の墓

正宗寺の裏手に、ひっそりと立ち並ぶ佐竹一族の墓。境内の各所に散在していた遺骨を戦後集めたもので、この中に四代秀義の墓があるとみられている。



行ってみて
ニャ！

本来、征夷大將軍は源氏しか名乗れない。戦国の下克上大名だった徳川家は、源氏直系であり名家中の名家であった佐竹氏に憧れ、かつ恐れを抱いていたとの説も。そのため、佐竹氏を関東から追放し、さらに佐竹氏の居城である水戸を御三家にし、そのうえ佐竹氏ゆかりの常陸太田に徳川光圀の西山荘を置いたとも言われる。

秀吉没後、加藤清正ら武闘派諸将が石田三成を襲ったとき、義宣は三成を助け、徳川家康に仲介を依頼したといわれる。

関が原合戦においては中立的な立場をとったことから、1602年に徳川家康から出羽国（現秋田市）に国替えを命じられ、常陸国一帯における佐竹氏支配は470年で終わりを告げる。



水戸城跡・薬医門

佐竹氏の時代に作られたといわれる。

1591年に佐竹氏が水戸城に移ったこともあまり知られていない。当時常陸国を支配していた佐竹氏が水戸に入ったことにより、水戸は常陸の中心となり、今日の県都水戸の基礎が作られた。



水戸八幡宮

常陸太田市の馬場八幡宮を分社移転した。

現在にも息づく「佐竹氏」



平成19年8月4日

常陸太田市・秋田市・仙北市連携交流提携署名式



平成27年8月3日 三市連携交流市民団

（常陸太田市⇒秋田市・仙北市）（角館武家屋敷通りにて）

1977年、佐竹氏が取り持つ縁で、常陸太田市と秋田市は姉妹都市交流を締結し、2007年には仙北市も含めて三市で連携交流を締結した。

平安時代末期から興り、470年にわたって源氏直系のブランドを常陸国で誇示してきた佐竹氏。源氏本家はもちろんのこと、同じ流れである武田氏、足利氏、新田氏の滅亡にも関わらず、しなやかに厳しい時代を生き抜いてきた佐竹氏の足跡をたどり、往時を偲んでみてはいかがでしょうか。ちなみに、現在の秋田県知事も、この流れを組む「佐竹氏」である。



とき「季のきらめき」第4号の発刊にあたって



常陸太田市長
大久保 太一

「季のきらめき」第4号の発刊、お祝い申し上げます。

また、行政書士の皆様におかれましては、日頃より「街の法律家」として精励されていることに心より敬意を表します。

さて、佐竹氏は常陸太田市の基礎を築いた戦国大名であり、佐竹氏を抜きにして市の歴史と文化を語ることはできません。佐竹氏の史跡が数多く残る常陸太田市へ是非お越しください。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達があります。平成29年4月末現在、全国で会員登録者数は前年度同月比728名増加し、46,441名となりました。茨城県行政書士会には、1,159名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士の業務範囲

事業許可や免許の申請に関すること

- ・ 建設業許可申請
- ・ 宅建業免許申請
- ・ 産業廃棄物処理業許可申請
- ・ 介護施設、特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・ 貨物自動車運送業許可申請
- ・ 倉庫業の許可申請
- ・ 飲食店営業許可申請
- ・ 風俗営業許可申請
- ・ 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談に関すること

- ・ 株式会社等法人設立関係書類作成
- ・ 会計記帳、決算書類の作成
- ・ 各種議事録、社内規定の作成
- ・ 各種契約書、協議書、合意書の起案、作成
- ・ 公的機関助成金、融資手続き
- ・ 雇用、賃金についての相談
- ・ 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止に関すること

- ・ 内容証明郵便の作成
- ・ 契約解除通知、クーリングオフ手続き
- ・ 交通事故調査
- ・ 自賠責保険の請求手続き
- ・ 著作物の登録
- ・ 任意後見手続き、介護施設等入居契約
- ・ 遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・ 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産に関すること

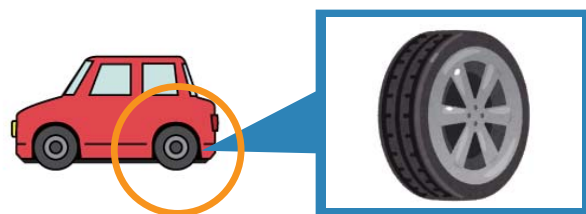
- ・ 住宅賃貸借契約書
- ・ 不動産売買契約書
- ・ 建築請負契約書
- ・ 農地転用許可申請
- ・ 開発行為許可申請



ごみとごみじゃないのは どうやって区別するの？



ごみ(廃棄物)とごみじゃないもの(有価物)はどこが違うのでしょうか？
 皆さんのご家庭で出るごみは、一般廃棄物ですが、事業者が事業に伴って出されるごみは産業廃棄物(法律に定められた品目に限る)といいます。
 それでは、通勤やレジャーでお世話になっている皆さんの車。そのタイヤで考えてみましょう。



● ガソリンスタンドや整備工場で新しく履き替えたとき

- ガソリンスタンドや整備工場からタイヤを処理施設に運搬するところから産業廃棄物になります。

皆さんが使ったタイヤ



ごみ(廃棄物)になるか、まだ使えるもの(有価物)かは、処理施設で分類されます。
 自分たちがまだ使えると思って処理施設で使えないと判断したら廃棄物になります。
 また逆に自分たちが使えないと思って処理施設で使えと判断したら、有価物になります。

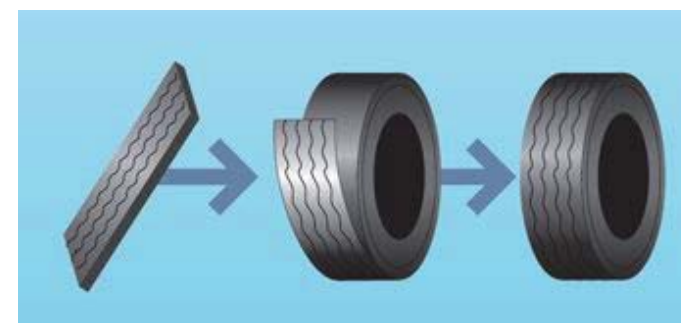
廃棄されたタイヤはどうなるの？



全部が廃棄物になるわけではなくて、細かく細断されて燃料になったり、新しいタイヤに生まれ変わったりします。また使えそうなタイヤは中古タイヤとしてそのまま販売されたり、再生タイヤと言ってすり減った部分をきれいにしたり、補修して販売されています。



細かく細断されたタイヤ(タイヤチップ)



再生タイヤってこんなイメージです

ごみを捨てるのも
難しいんだニャ〜…



このように、タイヤひとつ取ってみても、ごみは法令に基づいて処理されています。また、業として産業廃棄物を集めて運んだり処分したりするには、知事の許可が必要になります。行政書士はそのための書類を作成したり、申請の代理をすることによって業者の皆さんのお役にたっています。

暮らしを支える建設業

気がつけばいつも身近にある
「建設工事」ですが...



事故、騒音、交通規制...
私たちの生活に直接
影響する建設工事



社会的意義も大きく
重要なお仕事です
が、誰でも自由にで
きるのでしょうか？

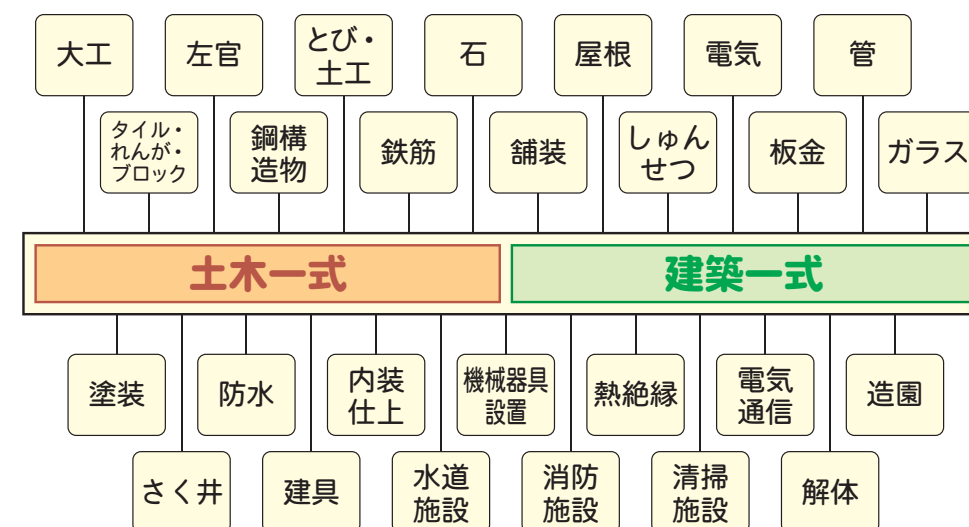


いいえ

建設業を営むには
大臣または知事の許可が
必要なんです！ ※

※一定の要件を満たす軽微な工事を除く

建設業許可業種は2つの一式工事と
27の専門工事で構成されています



許可を取得するためには下記のような法令で定められた厳しい要件を満たしていなければなりません。



人的要件

- ・経営経験があること
- ・業種に応じた技術者がいること

資産要件

- ・一定以上の資本を有していること

物的要件

- ・使用権限を有する営業所があること

建設業の許可申請は行政書士の代表的な業務です。私たち行政書士は、許可申請手続を通して、みなさんの生活を良くするお手伝いをしています。

茨城県行政書士会の取り組み

各種業務研修会の開催

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置され、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の実施

茨城県行政書士会では電話無料相談窓口を設置し、市民の皆さまのご相談をお受けする体制を整えています。

そのほか、県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業の支援

中小企業を対象とした創業支援相談会に参加しています。また、事業承継、補助金申請等の研修などを通じ、中小企業を支援する会員のさらなる資質向上を図っています。

今後も、中小企業経営の安定と強化を目指した総合的支援を進めていきます。



法教育の実践

近年、全国各地で、子どもの段階から法律について学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「ごみの収集と法律」のテーマで出前授業を行いました。これからも法に基づく制度を理解してもらい、法的なものの考え方を身につけるための教育に貢献していきます。



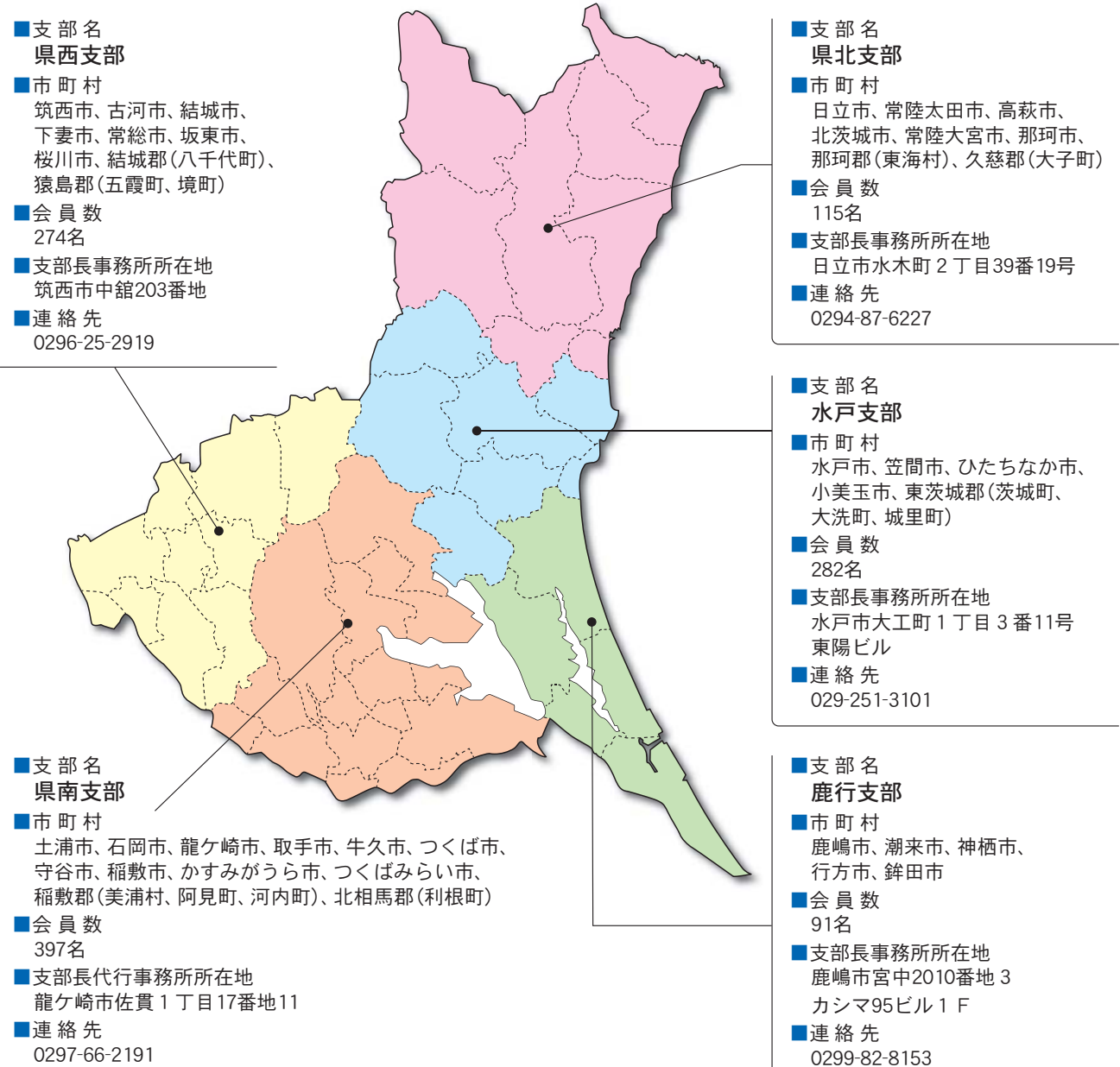
災害協定の締結

先の東日本大震災を踏まえ、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を締結しています。

平成29年5月現在では、県内20市町村（北茨城市、水戸市、行方市、日立市、東海村、常陸太田市、那珂市、城里町、つくば市、潮来市、龍ケ崎市、鉾田市、神栖市、鹿嶋市、かすみがうら市、笠間市、境町、守谷市、牛久市、常総市）と締結をしており、今後も順次ほかの市町村との協定を進めていきます。



支部のご紹介



(平成29年4月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することが出来ます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL 029-305-3731

平成29年度 無料相談会一覧

平成29年6月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	茨城町	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 2階会議室	毎月第3月曜日 (6/19・8/21・10/16・11/20・12/18・1/15・ 2/19・3/19)	午後1時～午後4時	ゆうゆう館 029-292-1111
	稲敷市	稲敷市江戸崎公民館	原則毎月第3土曜日 (6/17・7/15・8/19・9/16)	午後1時～午後4時	県南支部 0297-63-3303
う	牛久市	牛久市中央生涯学習センター 講座室	毎月第4土曜日 (6/24・7/22・8/26・9/23)	午後1時～午後4時	県南支部 0297-63-3303
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日 (6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・11/21・ 12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所（旧美野里町役場） 玄関ホール	毎月第3火曜日 (6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・11/21・ 12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所（旧友部町役場） 1階ロビー内	毎月第3水曜日 (6/21・7/19・8/16・9/20・10/18・11/15・ 12/20・1/17・2/21)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
き	北茨城市	北茨城市役所 4階会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1水曜日 (7/5・8/2・9/6・10/4・11/1・12/6・2/7・3/7) 1月第1木曜日(1/4)	午後1時～午後5時	北茨城市役所広報広聴係 0293-43-1111
こ	古河市	スペースU古河	10月第2土曜日(10/14)	午前10時～午後3時	県西支部 0280-33-3685 (担当:細井)
		三和公民館	6月第2土曜日(6/10) 12月第2土曜日(12/9)	午前10時～午後2時	
		総和中央公民館	8月第3土曜日(8/19) 2月第3土曜日(2/17)	午前10時～午後2時	
	五霞町	五霞町多目的センター	11月第3土曜日(11/18)	午前10時～午後2時	県西支部 0280-33-3685 (担当:細井)
さ	境町	境町中央公民館 2階会議室	不定期 8月第4日曜日(8/27) 10月第4土曜日(10/28) 2月第4日曜日(2/25)	午後1時～午後4時	県西支部 0296-55-1159 (担当:肥後)
し	下妻市	下妻市役所千代川庁舎 1階ロビー	6月第1月曜日(6/5) 10月第1月曜日(10/2)	6/5 午後1時30分～午後4時30分 10/2 午後1時30分～午後4時	県西支部 0296-44-3956 (担当:関)
	常総市	常総市役所 石下庁舎会議室2	10月第3火曜日(10/17)	午前9時～午後5時15分	県西支部 090-8892-4712 (担当:飯塚)
		常総市役所 水海道庁舎市民ホール	原則第3土曜日 (6/17・10/21・11/18・12/16・1/20・2/17・ 3/17) 7月のみ第4土曜日(7/22)	正午～午後5時15分 10/21のみ 午前9時～午後5時15分	県西支部 090-8892-4712 (担当:飯塚)
		常総市役所 水海道庁舎2階会議室	8月第4火曜日(8/22) 9月第3火曜日(9/19)	正午～午後5時15分	県西支部 090-8892-4712 (担当:飯塚)
	城里町	城里町役場 2階ミーティングルーム	毎月第2火曜日 (6/13・7/11・8/8・9/12・10/10・11/14・ 12/12・1/9・2/13・3/13)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	6月・8月・10月・2月第4土曜日 (6/24・8/26・10/28・2/24) 12月第3土曜日(12/16)	午前10時～午後3時	県西支部 0296-25-1907 (担当:増戸)
つ	土浦市	土浦市役所 3階相談室 (要予約・市民に限る)	毎月第3木曜日 (6/15・7/20・8/17・9/21・10/19・11/16・ 12/21・1/18・2/15・3/15)	午後1時30分～ 午後4時30分	土浦市役所広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 会議室 (要予約・村民に限る)	原則毎月第2金曜日 (6/9・7/14・9/8・10/13・11/10・12/8・2/9・ 3/9) 8月と1月のみ第3金曜日(8/18・1/19)	午後1時～午後3時	東海村社会福祉協議会 029-282-2804

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	毎月第2水曜日 (6/14・7/12・8/9・9/13・10/11・11/8・ 12/13・1/10・2/14・3/14)	午後1時～午後4時	日立市役所広聴広報課 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 2階会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日) (6/19・7/18・8/21・9/19・10/16・11/20・ 12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時30分～午後5時	県北支部 0294-43-2735
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 1階ロビー	毎月第1・第3・第5木曜日 (6/1・6/15・6/29・7/6・7/20・8/3・8/17・ 8/31・9/7・9/21・10/5・10/19・11/2・11/16・ 11/30・12/7・12/21・1/4・1/18・2/1・2/15・ 3/1・3/15・3/29)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか商工会議所 3階相談室	毎月第4水曜日 (6/28・7/26・8/23・9/27・10/25・11/22・ 12/13・1/24・2/28・3/14)	午後1時～午後3時 12/13・3/14のみ 午後1時～午後3時30分	ひたちなか商工会議所 029-273-1371
み	水戸市	水戸市役所 三の丸臨時庁舎 2階相談室(東側)	毎週木曜日 (6/1・6/8・6/15・6/22・6/29・7/6・7/13・ 7/20・7/27・8/3・8/10・8/17・8/24・8/31・ 9/7・9/14・9/21・9/28・10/5・10/12・ 10/19・10/26・11/2・11/9・11/16・11/30・ 12/7・12/14・12/21・12/28・1/4・1/11・ 1/18・1/25・2/1・2/8・2/15・2/22・3/1・3/8・ 3/15・3/22・3/29)	午後1時～午後4時	水戸市役所市民相談室 029-232-9109
			原則毎月第2金曜日 (6/9・7/14・9/8・10/6・11/10・12/8・1/12・ 2/9・3/9) 8月のみ第1金曜日(8/4)	午後4時～午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
		茨城県立図書館 3階会議室3	原則毎月第3土曜日 (6/17・8/19・9/16・11/18・12/16・1/20・ 2/17・3/17) 7月のみ第4土曜日(7/22) 10月のみ第2土曜日(10/14)	午後1時～午後4時	
や	八千代町	八千代町中央公民館	7月第3土曜日(7/15)	午前10時～午後2時	県西支部 0280-33-3685 (担当:細井)
も	守谷市	守谷市中央公民館 団体活動室	原則毎月第2土曜日 (6/10・7/8・8/12・9/9・10/14・11/11・ 12/9・2/10・3/10) 1月のみ第3土曜日(1/20)	午後1時～午後4時 10/14のみ 午前10時～午後4時	県南支部 0297-63-3303

この日程は変更になる場合があります。



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

進化と変化、期待に応えます。行政書士！

季のきらめきも、第4号発刊の運びとなりました。国民の声によって誕生した行政書士制度を一人でも多くの皆さんに知っていただき、活用してもらうことを目的に、肝いりでスタートした広報戦略事業です。難しい表現から簡単でわかりやすい文言へ、苦になる閲覧から楽しみとなるような期待へ、伝達文書型から見やすさを重視したレイアウト型へと、読者の皆さんの視点を第一に、試行錯誤の連続です。

制度PRはもちろんのこと、ふるさと茨城のお宝も少しずつ紹介させていただいております。次は、何が飛び出すか…

行政書士制度は、国民の皆さんのために存在します。

行政書士は、国民の皆さんに寄り添い、皆さんの権利を守り、悩みを解決し、不安を安心に、不満を満足に、夢の実現を応援します。

困った、どうしよう。まずは、行政書士にお任せください！きっと、力になるはずです！

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後 1 時～午後 5 時

☎029-305-3731

相続や
遺言書に
関すること

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用
に
関すること

中小企業の
支援に
関すること

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

飲食店等の
営業許可に
関すること

外国人の
手続に
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL: <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援

公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

